

大阪府済生会富田林病院
新病院移転業務
入札実施要項書

令和2年3月

社会福祉法人 恩賜財団 大阪府済生会富田林病院

第1 入札実施要項書の位置づけ

大阪府済生会富田林病院新築移転業務委託に係る入札実施要項書（以下「入札実施要項書」という。）は、社会福祉法人^{恩賜}_{財団}大阪府済生会富田林病院（以下「本院」という。）が「大阪府済生会富田林病院新病院移転業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務への入札を希望するもの（以下「入札参加者」という。）に対するものである。また、入札実施要項書に記載のない事項については、済生会が定めた規程・要綱等によるものとする。本業務の事業者として、本業務の趣旨及び条件を十分理解した上で、病院の新病院移転に関する知識と経験を有するとともに、価格において優れた内容で実施することができる者を選定するための一連の入札手続きについて示すものである。

第2 本業務の概要

1 本業務の概要

- (1) 発注者 社会福祉法人^{恩賜}_{財団}大阪府済生会富田林病院 院長 宮崎 俊一
- (2) 業務名称 大阪府済生会富田林病院 新病院移転業務
- (3) 業務場所 大阪府富田林市向陽台1-3-36
- (4) 病床数 260床（一般病床200床、地域包括ケア病床50床、産婦人科病床10床）

2 業務内容

- (1) 物品搬送業務
 - (2) 建物養生業務
 - (3) 患者移送支援業務
 - (4) その他、上記業務内容を実施するために必要となる関連業務
- ※業務の詳細は、添付資料「仕様書」を参照のこと。

3 業務期間

本業務の委託期間は、契約締結の日（令和2年3月を予定）から令和2年10月末日を最終期限とする。（開院日の変更等が発生した場合、別途協議の上定めるものとする）

第3 事業者の募集等に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

本業務は一般競争入札によって事業者を決定する。

2 本業務の実施に関する仕様書等

本業務を実施する上で、事業者が実施すべき業務及び内容は、添付資料「仕様書」として提示する。

第4 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、次に掲げる参加資格要件を満たさなければならない。

- (1) 大阪府又は富田林市の入札参加資格を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 大阪府又は富田林市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなしまたは申立てがなされている者でないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続開始の申立てをなしまたは申立てがなされている者でないこと、又は旧破産法（大正11年法律第71号）に基づき破産の申立てをなしまたは申立てがなされている者でないこと。
- (7) 精算中の株式会社である施工者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- (8) 手形変換所による取引停止処分を確定された者でないこと。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令が確定した者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に避難される関係にある者（従業員を含む）でないこと。
- (11) 応募者の形態は、単体企業とする。本業務の全部を再委託することは認めないが一部を再委託することは認める。

2 入札参加者の業務遂行能力に関する参加資格要件

入札参加者は、次に掲げる参加資格要件を満たさなければならない。なお、本項における専任とは、法令に特段の定めがあるものを除き、専ら本業務の工期中、継続して本業務に関する業務に従事するものとし、止む得ない事由の他は他の者と交代しないことをいう。

- ア 事業者は、契約期間中に確実に業務を遂行できる実施体制を有する者とする。
- イ 事業者の条件として、直近3年以内に260床以上の病院の新築移転における物品搬送及び患者移送支援業務を含む、病院移転業務を元請けとして受注し、契約して遂行した実績を5件以上有する事業者とする。
- ウ 受託者は、管理責任者・現場責任者を定めて各1名配置することとし、契約締結後に速やかに氏名その他必要な事項を発注者に書面で報告すること。

- エ 管理責任者は、移転業務の全般を統括する者として、直近3年以内に260床以上の病院における物品搬送及び患者移送支援業務の主たる業務を経験した者を配置すること。
- オ 移転業務の安全で円滑な実施のため現施設内に移転準備室を設置すること。なお、移転準備室には、管理責任者・現場責任者のうち1名以上を常駐させること。

第5 入札等について

1 入札方法

一般競争入札とし、入札金額の提示により行うものとする。

2 入札のスケジュール

入札のスケジュールは次のとおりとする。

令和2年2月28日(金)	公告
令和2年3月2日(月)	入札実施要項書等配布、質疑受付開始
令和2年3月3日(火)	質疑締切
令和2年3月4日(水)	競争入札参加資格審査申請書兼誓約書の提出締切 (15:00) 質疑回答
令和2年3月5日(木)	入札参加資格審査結果通知
令和2年3月6日(金)	入札、落札者の決定
令和2年3月中旬	契約締結 (予定)

3 入札実施要項書等のお問い合わせ先

大阪府済生会富田林病院事務局新病院建設準備課 (以下「事務局」という。)

住所 〒584-0082 大阪府富田林市向陽台1丁目3番36号

電話番号 0721-29-4473

FAX 0721-29-4474

担当 岩瀬・舟橋・山田

メールアドレス soumukanri@tonbyo.org

4 入札実施要項書等の配布方法

- (1) 配布日時：令和2年3月2日(月)より配布。
- (2) 配布場所：本院のホームページよりダウンロードすること。
- (3) 配布資料：配布資料については以下とする。

書類名	数量
入札実施要項書	1式
仕様書	1式
入札に係る様式	1式

5 入札実施要項書等に関する質問の受付及び回答の公表

- (1) 受付期間：令和2年3月2日(月)～令和2年3月3日(火)
- (2) 提出方法：「入札実施要項書等に関する質疑書(様式3-1)」に必要事項を記入の上、電子メールの添付ファイルとして「第5,3入札実施要項書等のお問い合わせ先」に送信すること。
- (3) 回答日：令和2年3月4日(水)
- (4) 回答方法：質問及びそれに対する回答は、電子メールにて回答する。
- (5) 留意事項
 - ア 質問を行った事業者は、公表しない。
 - イ 意見の表明と解されるものについては、回答しない。

6 競争入札参加資格審査申請書兼誓約書の提出方法

- (1) 受付期間：令和2年3月2日(月)～3月4日(水)午後5時まで
- (2) 提出先：入札に係る様式に示した競争入札参加資格審査申請書兼誓約書(様式4)、に必要事項を記入の上「第5,3入札実施要項書等のお問い合わせ先」まで電子メールにて送信すること。

7 資格審査及び結果の通知

本会は、入札参加者から提出される競争入札参加資格審査申請書等の資格確認資料を基に、入札参加者が参加資格を満たしているか否かを審査する。

- (1) 結果の通知
資格審査の結果に基づき、「入札参加資格審査通知書」を送付する。参加資格がないとされた者に対しては、その理由を明記し通知する。
- (2) 通知日程
資格審査の結果は、競争入札参加資格審査申請書兼誓約書提出者に対して、令和2年3月5日(木)に電子メールにより通知する。

8 物品リスト等の配布

資格審査の通過者(以下「通過者」という。)に物品リストを電子メールにて配布する。

- (1) 配布資料：配布資料については以下とする。

書類名	数量
物品リスト	1式
新病院養生計画図	1式

9 入札書等の提出方法

(1) 提出書類

入札参加者は入札当日に次の書類を「第5,3入札実施要項書等のお問い合わせ先」に持参すること。

ア 入札書（様式1）

イ 委任状（様式2）※代理者が代理人に入札権限を委任する場合のみ

ウ 入札書の根拠となる見積書（書式は通過者の自由とする。）

10 入札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和2年3月6日(金) 午後2時00分

(2) 入札場所 大阪府富田林市向陽台1丁目3番36号

大府済生会富田林病院 血液浄化センター2階 会議室1

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した事業者を落札者とする。ただし、2回の入札によっても落札者がいない場合は、最低の価格をもって入札した者と協議のうえ随意契約に移行する。

12 入札手続きにおける留意事項

(1) 応募に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為を行ってはならない。なお、本件において後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

(2) 参加資格確認を受けた入札参加者が本業務への参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出先宛に送付するものとする。

(3) 本一般競争入札に参加する者及び関係者が、公平な競争を妨げる行為をした場合は参加資格を喪失する。

(4) 入札書無効に関する事項

参加資格確認基準日から落札者の決定日までの期間に、次のいずれかに該当する場合は入札書を無効とする。但し、本会が承認した場合はこの限りではない。

ア 参加資格確認基準日以降、入札日までに事業者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。

イ 入札書記載金額の不明確なもの。

ウ 入札書記載金額を訂正したもの。

(5) 入札保証金等

入札保証金及び契約保証金は免除する。

第6 契約手続きに関する事項について

1 契約の締結

本会は、落札者と契約に関する協議を行い契約締結する。特に、入札価格の内訳（提出金額内訳書）について協議を行う。

2 停止条件

本会理事会の承認をもって契約を締結する。

3 正当な理由なく契約を締結しない場合の措置

ア 入札保証金（契約保証金を含む）が納付されているときは、当該保証金を病院の帰属とします。

イ 入札保証金（契約保証金を含む）が免除されているときは、落札金額の100分の10を違約金として、病院に納付するものとします。